

一級河川指定等説明資料

平成25年4月

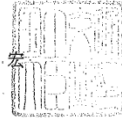
一級河川指定等関係公文書（写）



国水政第95号
平成25年3月13日

社会資本整備審議会会長
福岡捷二 殿

国土交通大臣
太田昭宏



河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更等について

標記について、別添のとおり一級河川の指定の変更又は廃止を行いたい
ので、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第6項の規定により、
貴審議会の意見を求める。



国社整審第128号
平成25年3月27日

河川分科会
分科会長 福岡捷二 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡捷二



河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更等について（付託）

平成25年3月13日付け国水政第95号により当審議会に意見を
求められた河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、社会
資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分
科会に付託します。

一級河川指定等の根拠条文

河川法第4条

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成24年4月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,048河川
河川延長	88,050.6km

2 今回の一級河川指定等(案)

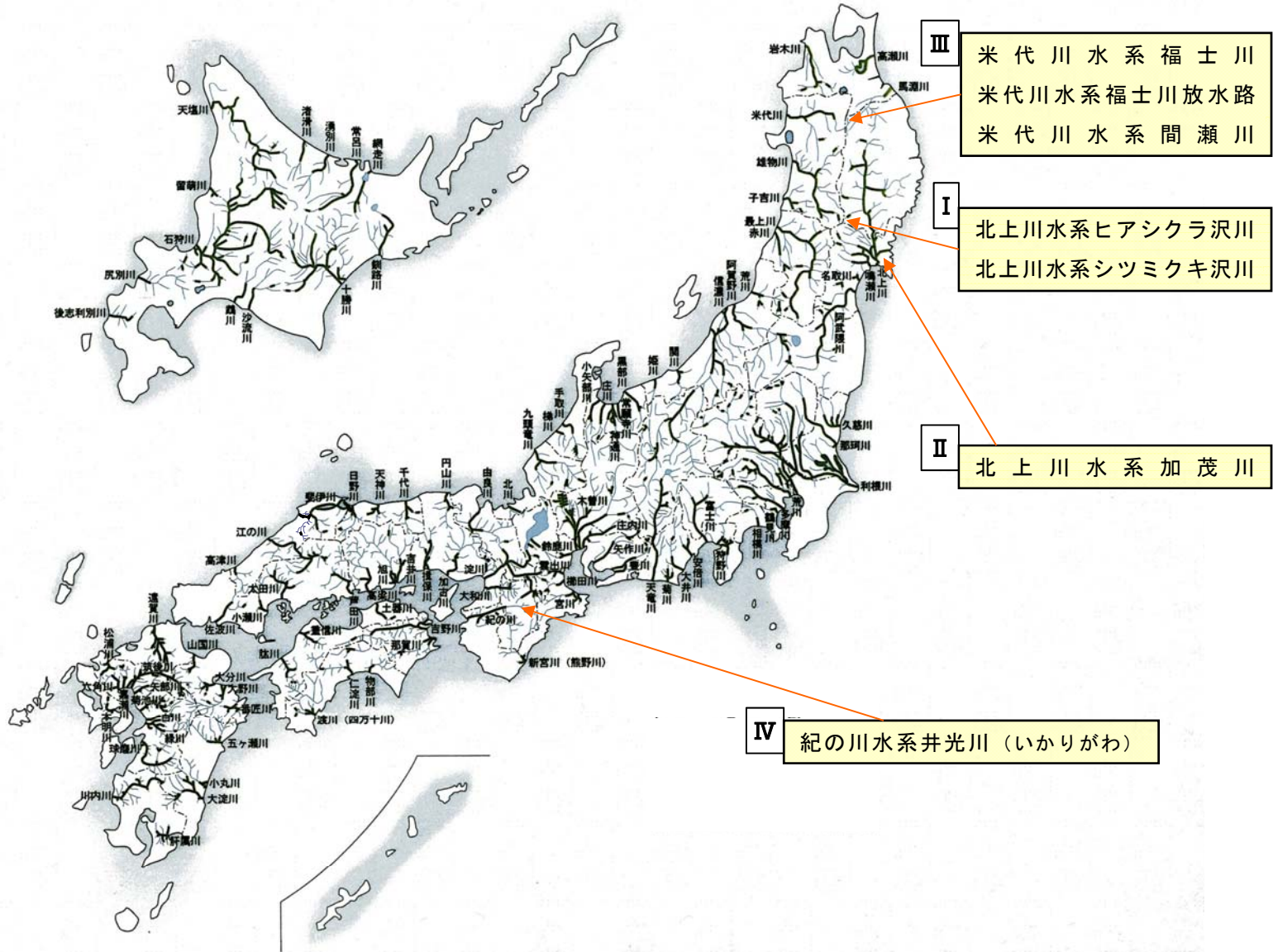
(1) 変更増	3河川	0.7km
(2) 変更減	2河川	△4.0km
(3) 廃止	2河川	△1.9km

合計	7河川	△5.2km
----	-----	--------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109</u> 水系
河川数	<u>14,046</u> 河川
河川延長	<u>88,045.4</u> km

一級河川指定等(案)の全国位置図



一級河川指定等(案)一覧表

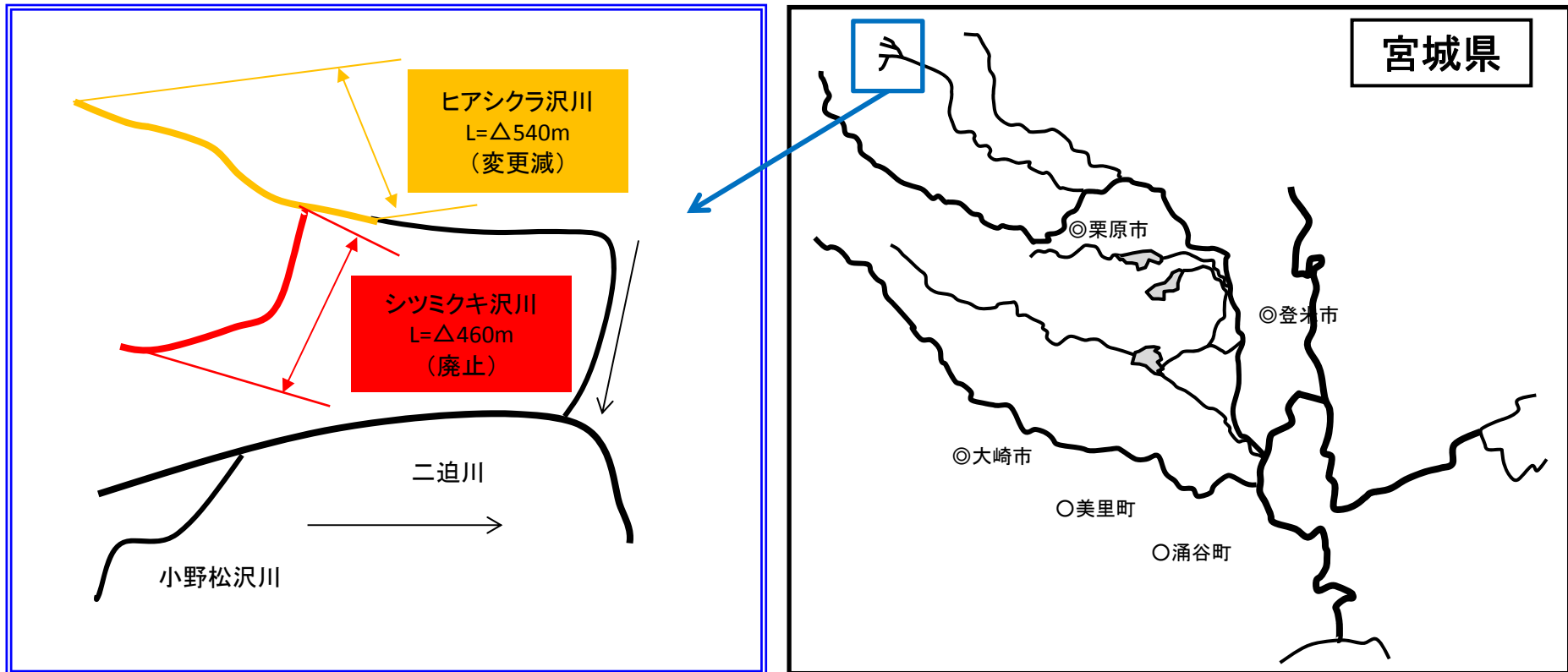
水系名	河川名		都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長(km)			指定等の理由	
					新規	変更			廃止
						増	減		
キタカミガワ 北上川	I	サワガワ ヒアシクラ沢川	宮城県 (栗原市)	変更		(1.0) △0.5		平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震で地すべりが発生し、荒砥沢ダムの上流部が土砂で埋没した。平成24年に復旧工事が完了したことから、ダムの影響範囲でなくなった部分について、上流端の変更(延長減)及び廃止。	
		サワガワ シツミクキ沢川	宮城県 (栗原市)	廃止			(0.0) △0.5		
	II	カモガワ 加茂川	宮城県 (石巻市)	変更		(1.4) 0.3		平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う広域地盤沈下により地盤が沈下し、台風による浸水被害が発生するなど、浸水リスクが非常に高まっていることから、早期に築堤・河道掘削等の河川改修を行う必要があるため、その整備に必要となる区間を延長増。	
ヨネシロガワ 米代川	III	フクシ ガワ 福士川	秋田県 (鹿角市)	変更		(7.0) △3.5		福士川の洪水調整を目的として、総合流域防災事業による福士川放水路の一連の工事が平成24年度中に完成予定であることから、福士川放水路を福士川の本川とすること及びこれに伴う旧川の下流部の延長減等。	
		フクシ ガワハウスイロ 福士川放水路	秋田県 (鹿角市)	廃止			(0.0) △1.4		
		マセ ガワ 間瀬川	秋田県 (鹿角市)	変更		(8.5) 0.3			
キ カワ 紀の川	IV	イ カリガワ 井光川	奈良県 (川上村)	変更		(0.5) 0.1		平成24年度中に大滝ダム建設事業が完了することから、公図等の図面の精査を行ったことによる上流端の変更。	

(注) ()書は、今回の指定変更後の延長(km)である。

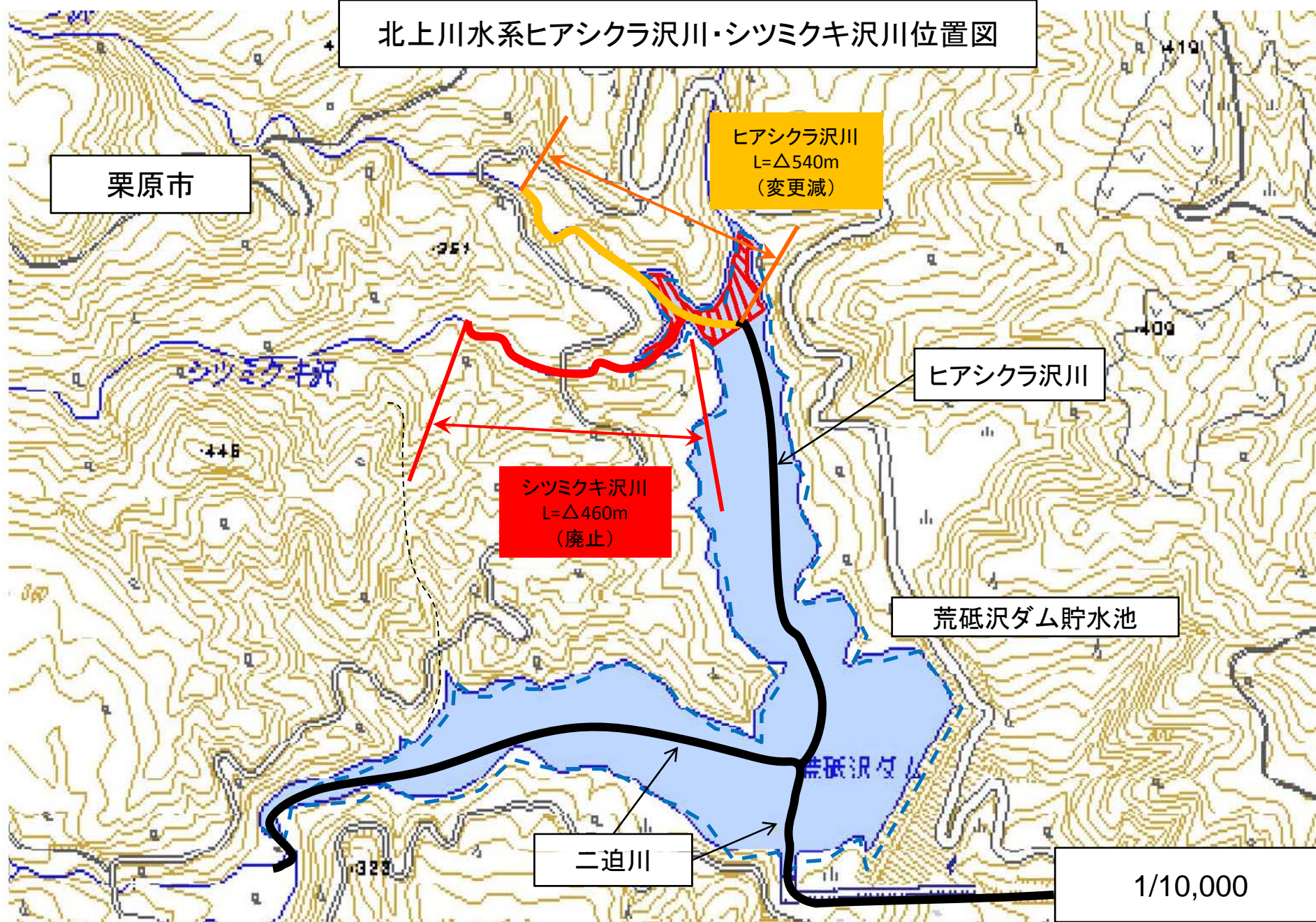
I 北上川水系略図(ヒアシクラ沢川・シツミクキ沢川)

河川指定等の概要

平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震で地すべりが発生し、荒砥沢ダムの上流部が土砂で埋没した。平成24年に復旧工事が完了したことから、地すべりにより河川としての実態を喪失した部分について、上流端の変更(延長減)及び廃止するものである。

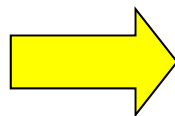


北上川水系ヒアシクラ沢川・シツミクキ沢川位置図



H20岩手宮城内陸地震による荒砥沢ダムへの土砂流入状況

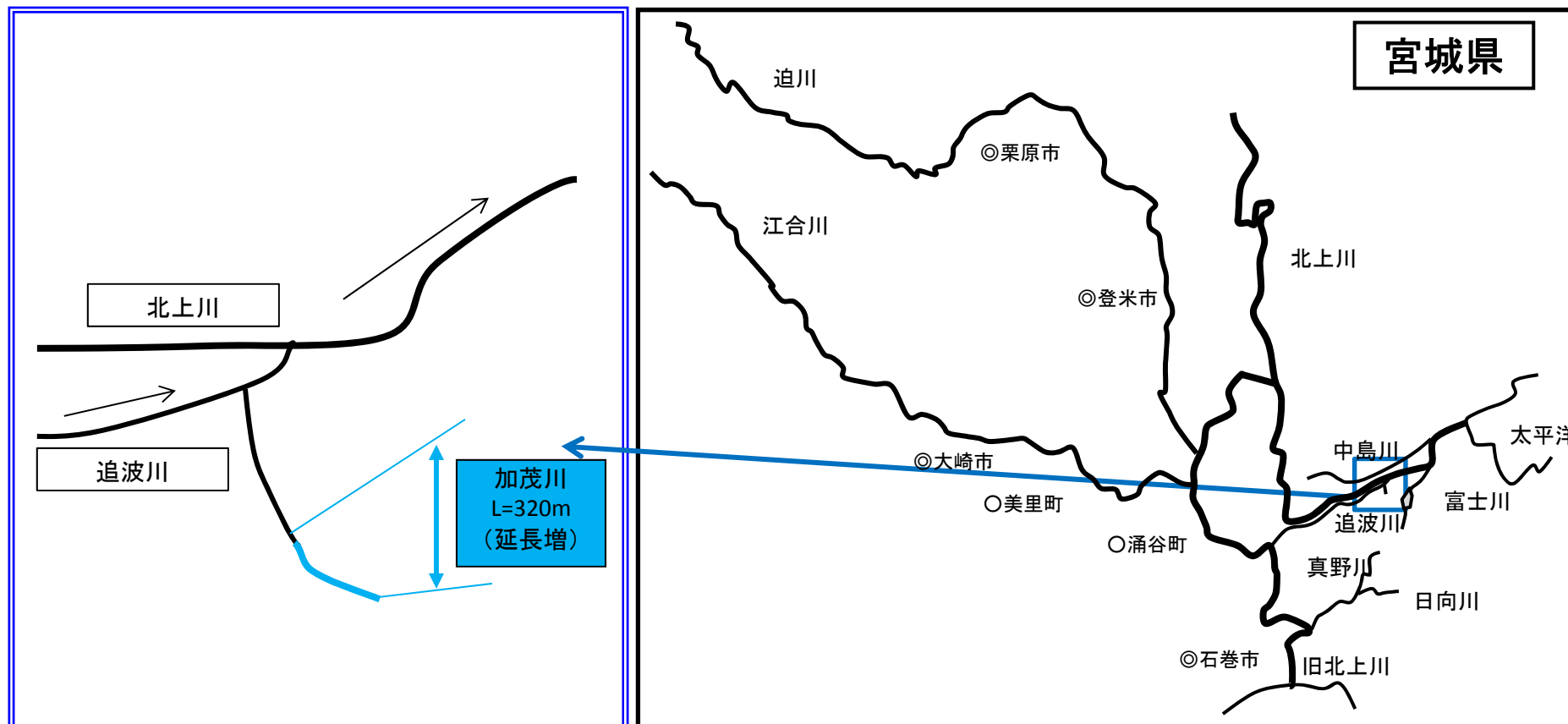
2008年(平成20年)6月14日(土)午前8時43分発生

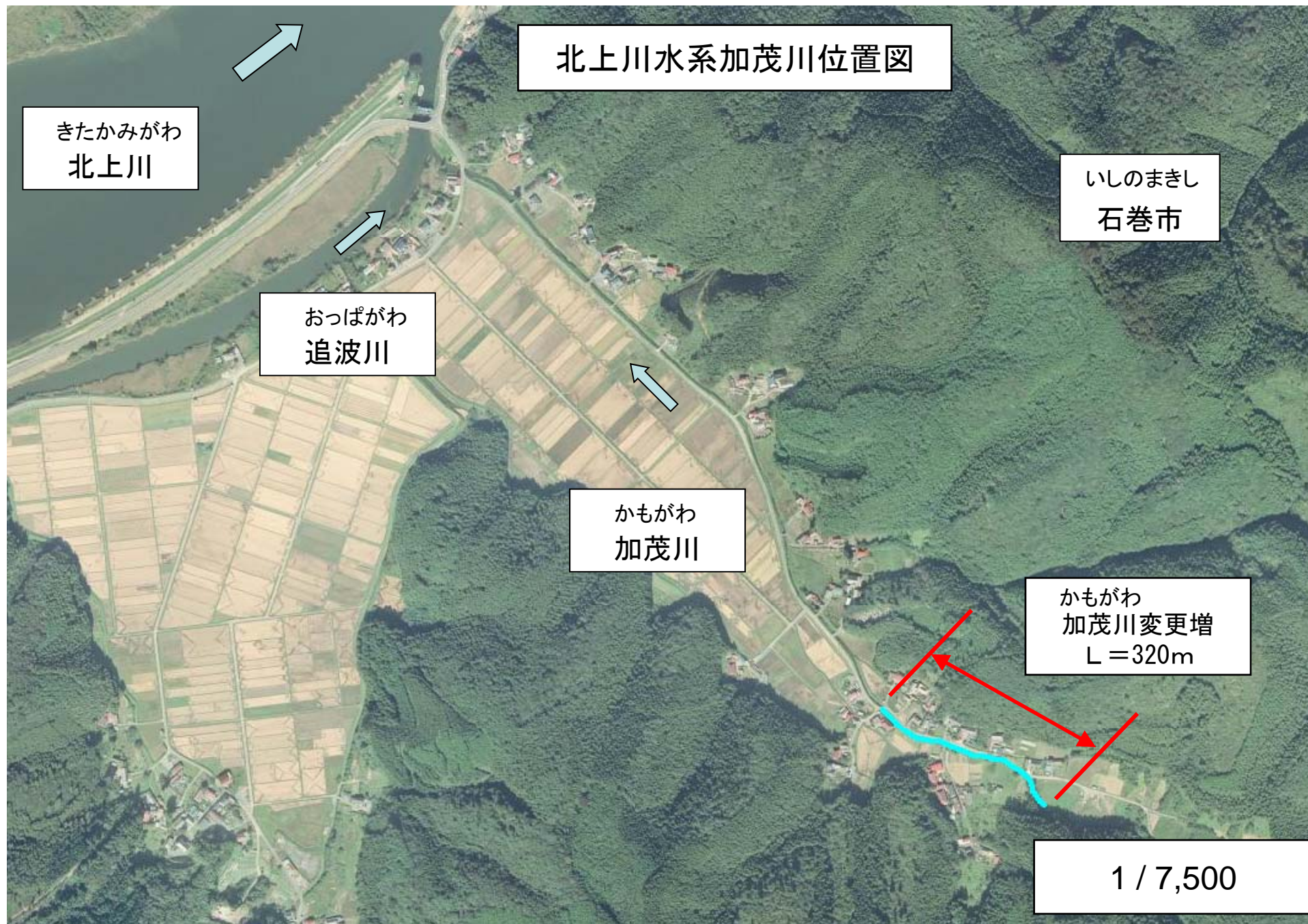


Ⅱ 北上川水系略図(加茂川)

河川指定等の概要

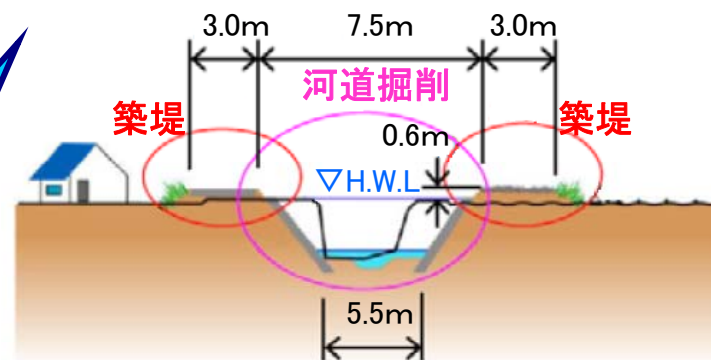
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う広域地盤沈下により、70cmの地盤が沈下し、同年9月22日には台風15号の洪水により浸水被害が発生した。地震発生以前からも洪水被害が頻発している地区であり、地震により浸水リスクが非常に高まっていることから、早期に築堤・河道掘削等の河川改修を行い、治水安全度を向上させる必要があり、その整備に必要となる区間の延長増をするものである。



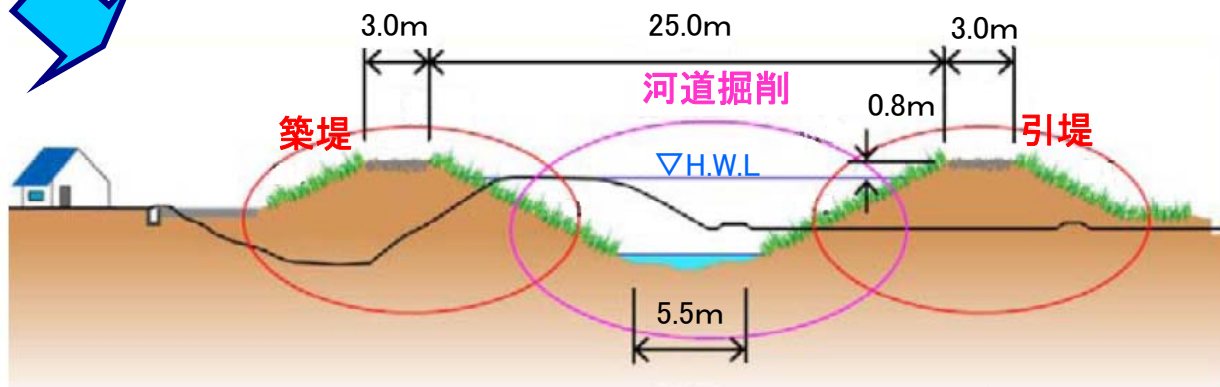


北上川水系加茂川改修のイメージ

宮城県資料より引用



加茂川上流部の改修イメージ



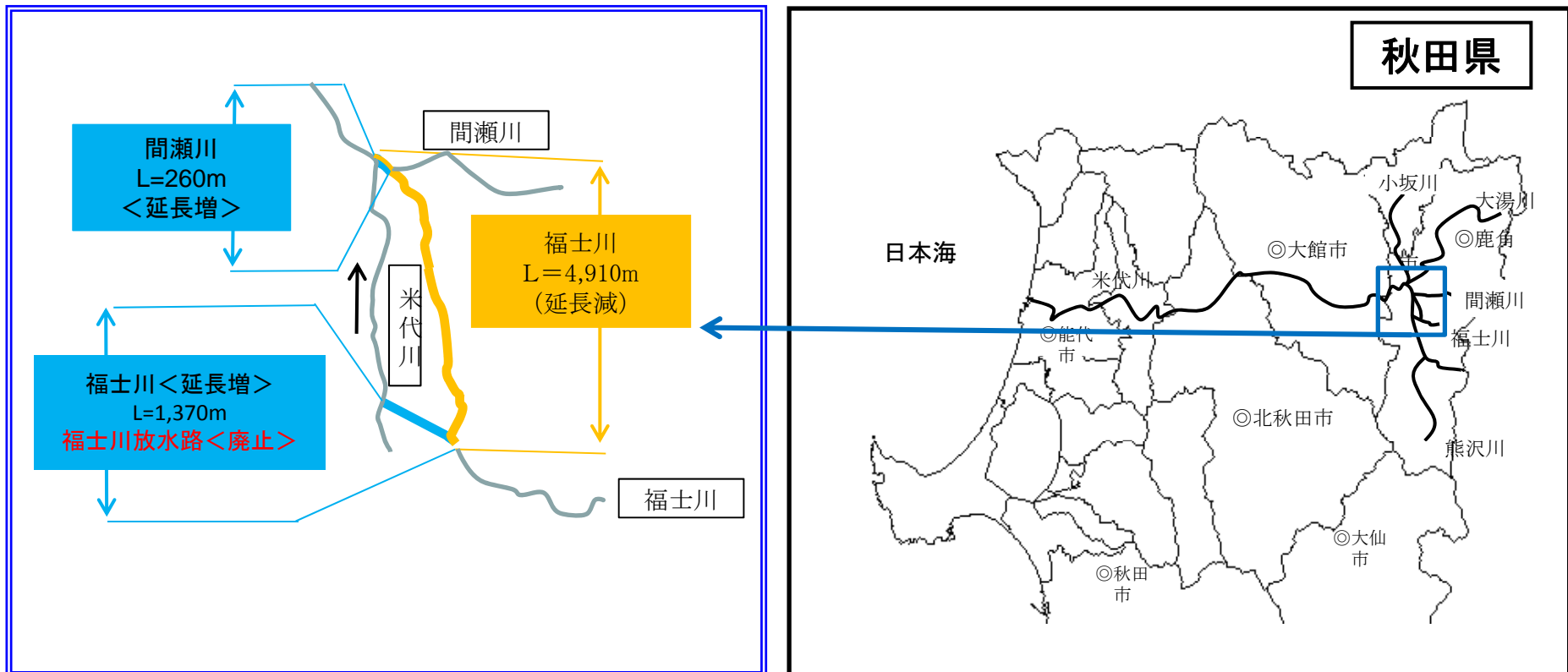
加茂川中・下流部の改修イメージ

Ⅲ 米代川水系略図(福士川・福士川放水路・間瀬川)

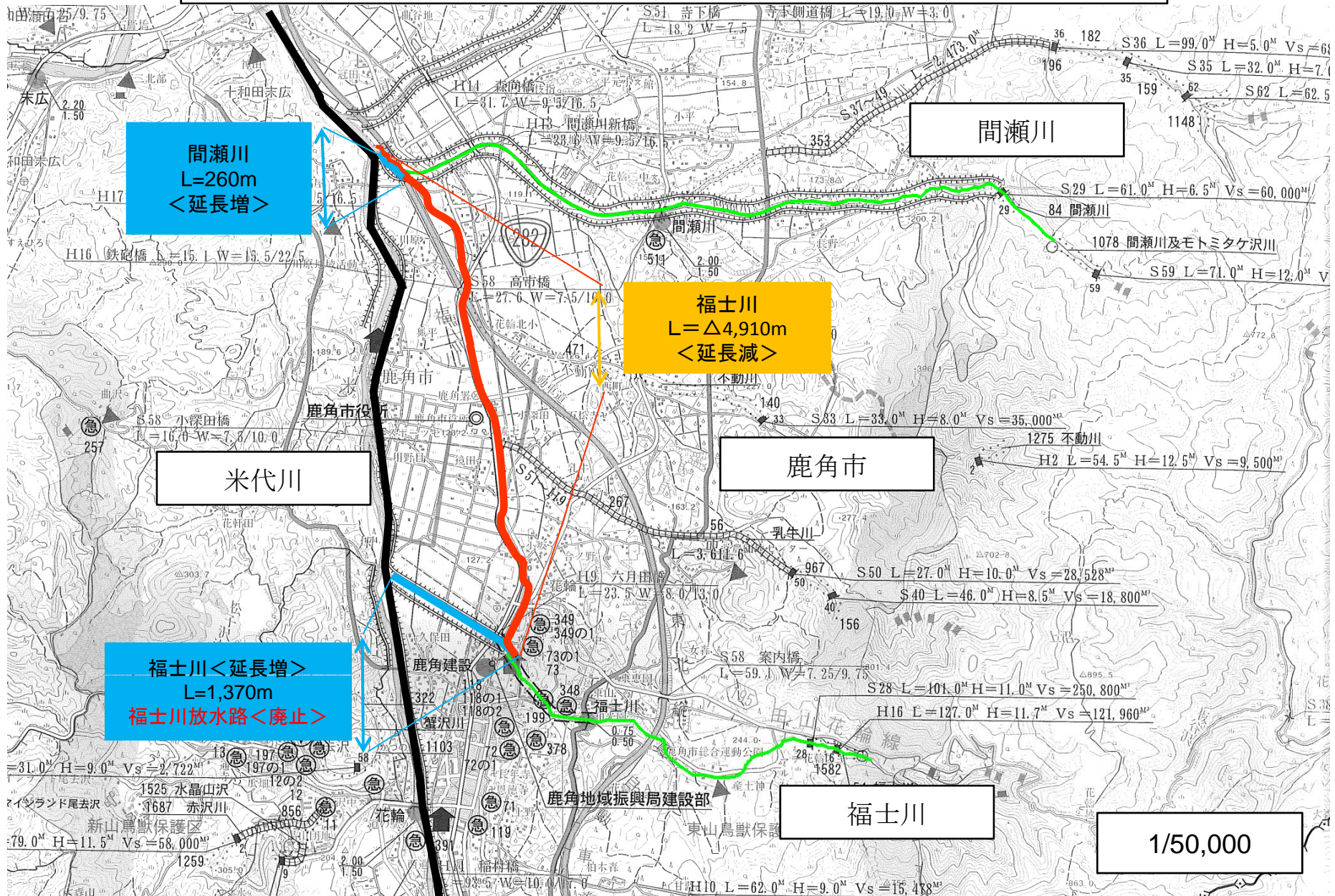
河川指定等の概要

米代川水系福士川は、鹿角市中心市街地を流れる河川で、現況断面が狭小であるため、これまでも度々洪水の被害を受けてきた。

このため、総合流域防災事業等により平成12年度に第一期工事として福士川放水路を完成させ、引き続き14年度から実施している放水路から上流の第二期工事が平成24年度中に完成する予定であることから、福士川放水路を福士川の本川として指定し、旧川(福士川)の下流部の延長減及び旧川(福士川)に合流していた間瀬川の合流点を米代川に変更するものである。



米代川水系 福士川・福士川放水路・間瀬川 位置図



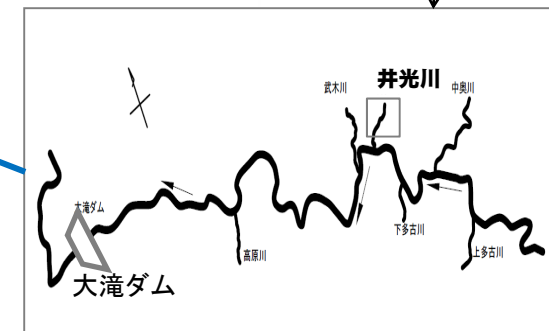
IV 紀の川水系略図(井光川(いかりがわ))

河川指定等の概要

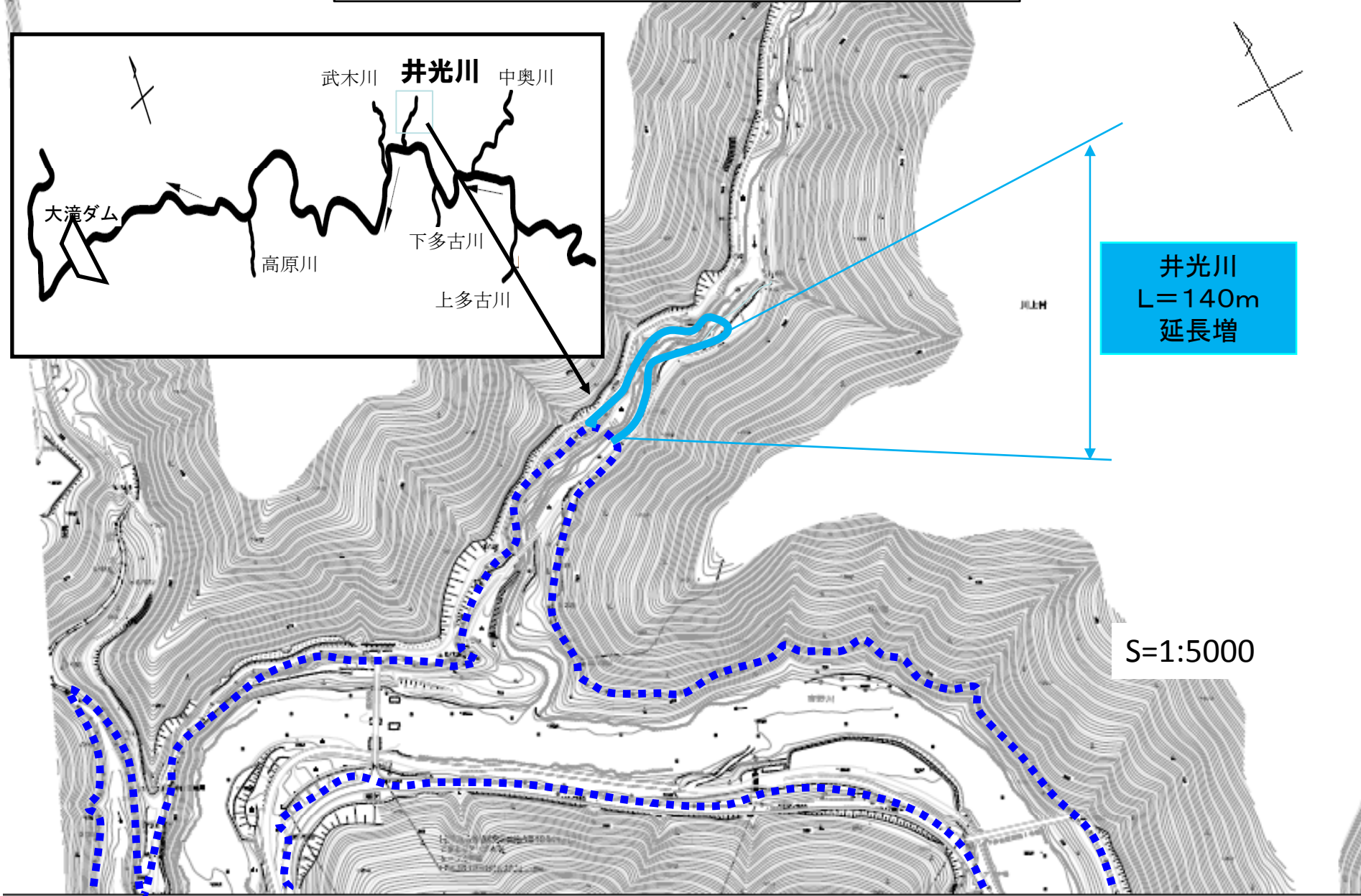
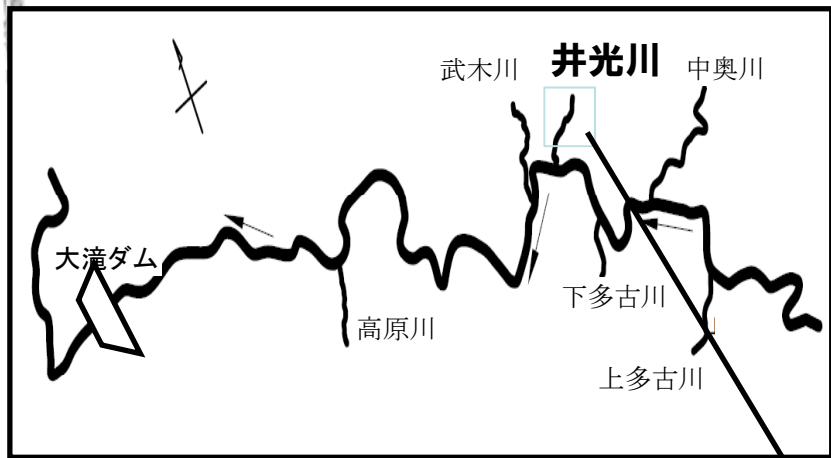
紀の川水系井光川は、大滝ダム貯水池の背水区間として管理しているところであるが、大滝ダム建設事業が平成24年度に完了し、管理に移行することから、公図等の図面について精査し、見直しを行った。このため、井光川の上流端の地番を変更するものである。



奈良県



紀の川水系 井光川(いかりがわ) 位置図



一級河川指定等告示（案）

○国土交通省告示第百六十七号（昭和十九年九月）
 河川法（昭和十九年九月）
 川を指定し、昭和三十九年九月）
 平成十四年建設省令第七号（第一号）
 和川を指定し、昭和三十九年九月）
 平成十四年建設省令第七号（第一号）
 第一条の三の規定に基づき、公示する。
 第六項並びに河川法施行規則（昭和三十九年九月）
 国土交通大臣 太田 昭宏

表一 北上川水系

変更		廃止	変更		区分
新	旧		新	旧	
加茂川	加茂川	シツミクキ沢川	ヒアシクラ沢川	ヒアシクラ沢川	名 称
右岸 宮城県石巻市福地字島中三十二番地 先市同字中原三十一番地先	左岸 宮城県栗原市栗駒町文字荒砥沢六十二番地先	右岸 宮城県栗原市栗駒町文字荒砥沢六十一番地先	左岸 宮城県栗原市栗駒町文字荒砥沢六十二番地先	右岸 宮城県栗原市栗駒町文字荒砥沢六十三番地先	上 流 端
追波川への合流点	追波川への合流点	合流点	ヒアシクラ沢川への合流点	二迫川への合流点	下 流 端

表二 米代川水系

変更		変更		変更		区分
新	旧	新	旧	新	旧	
福士川	福士川	福士川	福士川	福士川	福士川	名 称
右岸 秋田県鹿角郡花輪町字日陰沢一番地 同町字本通無一番地先	左岸 秋田県鹿角郡花輪町字日陰沢一番地	右岸 秋田県鹿角郡花輪町柴内国有林十八林班め小班地先	左岸 秋田県鹿角郡花輪外一字柴内山外九国有林三千百三林班や小班地先	福士川からの分派点	福士川からの分派点	上 流 端
米代川への合流点	米代川への合流点	米代川への合流点	米代川への合流点	福士川への合流点	福士川への合流点	下 流 端

表三 紀の川水系

変更		区分
新	旧	
井光川	井光川	名 称
右岸 奈良県吉野郡川上村大字武木千二百六十四番地先	左岸 奈良県吉野郡川上村大字武木千二百七十九番地先	上 流 端
紀の川への合流点	紀の川への合流点	下 流 端

備考
 (一) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示す
 (二) 区分欄中「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することであることを示す
 (三) これらの表欄中「廃止」は、一級河川を廃止する地名の表示は、平成 年 月 日現在のもの
 (四) 表欄中「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のもの